

軍律に關する研究

昭和二一、六、一
法務調査部第二科

「註」尙研究を要する餘地が澤山あるけれども取急ぎ參考資料として印刷する

一 軍律會議の本質及適法性

別紙第一論述參照

二 軍律會議設置權

戰時高等司令部勅務令の規定により軍司令官が設置權を持つてゐる。

註 勅務令は終戰時廢却の爲關係條文は正確に表現出來ない。

三 軍律會議の裁判手續

一 軍律會議の裁判手續に關しては規定せられたものは何もなく特別の指令ない限り情況に適合する様に軍司令官自らが規定するものである。

昭和十七年七月陸軍次官遺族で軍法會議法中特設軍法會議の規定

1

0726

を準用する様に指示してゐる。

以下特設軍法會議に關する特例的主要規定を列挙する。

(一) 長官

設置したる部隊又は地域の司令官を長官とする

(陸軍軍法會議法第十條)

(二) 管轄權

(1) 設置した部隊の作戰地域、管轄地域若は守備地域に在り又は

これ等の地域に於て罪を犯したる第一乃至第三條記載の者に

對する被害事件(第十六條)

(三) 第一條

軍法會議は左に記載したる者に對し其の犯罪に付裁判權を有

す(4 俘虜(其他略す))

(4) 特設軍法會議を設置する場合本項で「特設軍法會議」と云ふ

のは「臨時軍法會議」のことであつて「戰時專變に際し編成

したる陸軍の部隊が必要に因り之を特設するものである

(三) 審判機関

裁判官は五人とし判士四人法務官一人を以て構成す

但し上席判士及法務官を除くの外裁判官二名を減する事を得

(第四十七、第四十九條)

(四) 訴訟手續

(イ) 裁判官の除斥及回避は軍法會議法の規定に依らざる事を得

(第八十六條)

(ロ) 辯護(九條)に關する軍法會議法の規定は之を適用せず

(第九十三條)

(ハ) 審判の公開に關する規定を適用せず(第四百十七條)

(ニ) 上告を認めず特設軍法會議は第一審にして終審なり(第四百十八條)

(百十八條)

(ホ) 書類の作成形式に關する制限緩和せらる(第四百二十七條)

(三) 裁判の執行

(1) 死刑を言渡したる場合に於ては其の執行又は停止に關する

陸軍大臣の職務は長官之を行ふことを得(第五百八條)

(2) 茲に陸軍大臣の職務と云ふのは左の二つの場合を云ふので

ある

△陸軍大臣死刑の執行を命じたるときは五日内に其の執行

を爲すべし(第五百四條)

△死刑の言渡を受けたる者心神喪失の状態に在るときは陸

軍大臣の命令に依り其の痊癒に至る迄執行を停止す(第

五百七條)

内地各軍の律會議制定の経緯

1 昭和十七年四月内地は初空襲を受けた。其の時の爆撃状況に鑑み

搭乗員處置の議題り七月二十八日防衛總司令官及内地各軍司令官

に陸密第二一九〇號(別紙)が發せられた。

第二

國密第二一九〇
 を示したものである。
 2 七月二十八日
 第三を以て防衛
 長官に軍律の
 本張は軍律が
 防衛總司令部は
 市官選用に當つた。
 國則令部の規定した
 である。
 3 軍律制定責任に關する研究
 1 中央と出先機關との權限
 軍律會議の長官は軍司令官であるから軍司令官は總ての權限をもつてゐる。

0730

但し參謀總長は大本營陸軍部總隊長として指示し陸軍大臣は軍政事項に關し區處し得る。

例へば次官、次長電で「懲刑を以て處まんとする場合は中央の指示を俟たれ度」との依命軍を發してゐる。又空襲軍律に關しては陸軍次官から「國際法規に違反の所爲ありたる者は戰時重罪犯として處斷す」、「敵航空機搭乗員にして戰時重罪犯として處斷すべき疑のある者は軍律會議に送致す」、「軍律會議は陸軍軍法會議法中特設軍法會議に關する規定を準用する」主旨の依命通牒を發し參謀次長は空襲軍律案を参考に供してゐる。

2 陸密第二一九〇號について

(1) 俘虜の取扱及軍律會議の裁判手續等は軍政事項であつて陸軍次官が陸軍大臣の命に依り防衛總司令部及各軍司令部宛通牒したのは當然で疑義はない

(2) 本通牒は軍律會議を設置せよとの命令ではない。然しこれによ

つて各軍司令官は與へられてゐる權限に基き自ら軍律會議を設
置せなくてはならないから之が設置を督促した事にはなる。

(ハ) 本通牒を戰時重罪犯者は俘虜として取扱ふの要なしとの意であ
ると解してゐる向もめる様だがそうは明言してゐない。然し記述は
そつといふ誤解を招く虞がある。

(ニ) 裁判手續を軍法會議の特設軍法會議に準據せしめたのは明ら
かに俘虜待遇條約には違反してゐる。然し帝國は俘虜待遇條約
の條約をして居らず之を準用するの態度を取つてゐるのみで
あるから條約違反とは云ひ得ない。

3 參 密 第 三 八 三 號 について

(イ) 軍律會議設置權は戰時高等司令部勤務令で規定せられ明らかに
統帥事項である。

従つて軍律の内容及之が布告等に関し參謀總長の命に依り參謀
次長が通牒したのは當然で疑義がない。

本通牒は陸軍省で研究起草せられたものの様である。

(四) 軍律の布告を大本營でせず防衛總司令部に爲さしめたる理由は未
の様である。

「軍律は作戰軍指揮官の権限に屬する事項であるから各地最高
指揮官が之を規定し布告する事にせられたのである従つて外地

は夫々其の地の總司令官が布告するので大本營布告とはならぬ」
軍律布告の發表を大本營がやつたのは防衛總司令部は指導機關
を持たず且指導は大本營で統轄してゐたからである。

4 陸軍密電第二七九號について

本電報の中で特に問題視されるのは本電報末尾にある「之に懲

刑を以て臨まんとする場合に中央の指示を俟たれ度」(別紙第三返

と云ふことであつて此の意味は「求刑に關して中央が意見を闡陳

する意味で「寧ろ」不當な極刑を抑止する主旨であり刑の執行を
に内々命令するの意味」ではない。

「之に懲刑を以て臨まんとする場合に中央の指示を俟たれ度」

5 軍律布告に關する防衛總司令官の地位

(1) 防衛總司令官は内地各軍を防衛に關し指揮してゐた（防衛司令
部令第一條）飛行機搭乗員を對照とする軍律は防衛の範圍に含
まると解釋するを至當とし、^{（防衛司令官の地位）}内地の軍律會議は其の對照が
飛行機搭乗員の外ないので昭和十七年頃の内地の軍律制定に關
して防衛總司令官は作戰軍軍司令官の地位にあつたと見るべき
である。

六 第一、第二總軍司令部編成に伴ふ責任の轉移

1 第一總軍に於ては編成後後防衛總司令官の定めたものを踏襲す
るべきと
の趣意を
關聯はしたので軍律の成立に關しては疑義はない。

2 第二總軍（目下研究中）